

## 令和8年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和8年6月9日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 中 野 栄

2番 根 本 博

3番 三 須 清 一

4番 正 木 善 昭

5番 大 井 栄 一

6番 森 茂

7番 森 田 修

8番 川 村 泉 治

9番 大 炊 三枝子

10番 染 谷 智 毅

### 4. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次 長 鈴 木 光 一

主 任 増 田 康 大

主 任 片 桐 圭 悟

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

## 報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 4 号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** 本日はお忙しい中、総会への出席ご苦労様です。

ただいまから令和8年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

10番 染谷 智毅委員

1番 中野 栄委員をお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の増田主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」2件、

議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）4件、

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条について、次のとおり、許可申請があったので審

議を求める。

提出日 令和8年6月9日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

議案第1号、整理番号1番の申請地は、〇〇〇地先の地目田12筆、畑1筆、合計面積は11,325平方メートルの持分10分の3の所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約450メートルと北側約700メートルと南西側約500メートルと約450メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の8ページをご覧ください。

受人は、〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方他2名です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一第2調査会長** 議案第1号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

4月2日の調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行いました。

その調査結果を踏まえ審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約12.7ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日で、妻が200日、子が250日、父も250日、母が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致

で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号、整理番号1番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** それでは議案の説明をいたします。

議案資料は19ページからとなります。

議案第1号、整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は476平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約180メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の21ページをご覧ください。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で

す。

経営規模拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一第2調査会長** 議案第1号、整理番号2番について調査結果を報告します。

受人の経営耕地面積は、借受地を含む約4.37ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当の結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号、整理番号 2 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」を審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和 8 年 6 月 9 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。議案資料は 27 ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、4 件です。

整理番号 1 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 6,870 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 2 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 2,123 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 3 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 628 平方メートルです。

受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たり〇円です。

整理番号 4 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の畑 2 筆、合計面積は 1,645 平方メートルです。

受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一第2調査会長** 議案第2号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約1.76ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、父が50日、母も50日です。

トラクター、農用車、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約3.26ヘクタールで、農業従事日数は、本人が300日、妻が50日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号3番、整理番号4番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約2.54ヘクタールで、農業従事日数は、理事が1人が年間120日、理事2人が90日ずつです。

管理機、草刈機、田植機を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 4 ページをお開きください。

議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、次のとおり、申請があったので審議を求める。

提出日 令和 8 年 6 月 9 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は 30 ページからとなります。

買取り申出事由が生じた日は令和〇年〇月〇日で、申出人が相続により引き継いだ農地です。

生産緑地の指定を受けた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、市に生産緑地の買取申出を行うため「農業の主たる従事者」であることの証明を求めるものです。

買取り申出を行う生産緑地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 1,649 平方メートルです。

位置図は、議案資料の 31 ページをご覧ください。

〇〇〇〇〇〇の東南側約 900 メートルに位置しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大井第 2 調査会長** 議案第 3 号について、調査結果を報告します。

申出人が令和〇年〇月〇日に相続により引き継いだ農地です。

現地は畑として管理されています。

申出人からの聞き取りにより、買取申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上をもとに、第 2 調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 3 号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号については、原案どおり証明することに決定いたしました。

続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第 1 号から 4 号まで 4 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、1 件受理しました。

届出事由は、長屋住宅が 1 件です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、6 件受理しました。

届出事由は、自己住宅が 2 件、宅地分譲が 2 件、駐車場が 1 件、宅地が 1 件です。

報告第 3 号は「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」で、1 件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第 4 号は「生産緑地のあっせんについて」で、1 件受理しました。

生産緑地の指定後 30 年が経過し、特定生産緑地を希望しなかった農地の買取り申出になります。

申出地は、〇〇字〇〇〇の 1 筆、面積は 47 平方メートルで、所有者は〇〇の〇さんの生産緑地について市へ買取の申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第 4 号のとおりで、買取の希望価格は全面積で〇円です。

案内図は、資料の裏面になります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取を希望する農業者がいましたら 6 月 19 日の金曜日までに事務局までご連絡ください。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和8年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。